

日豪經濟連携協定(抄)

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

署名
効力発生
二〇一四年七月八日(キャンベラ)
日本会承認、二月一日公文交換、二月七日
九日公布・条約一九号

前文

日本国及びオーストラリア以下「締約国」という。は、
両締約国間の長年のやり多い互恵的な協力を通じて発展を遂げ
てきた多年にわたる友好関係及びきずなを意識し、
貿易及び投資の自由化及び円滑化を通じて両締約国間の経済上
の連携を強化することを決意し、
予見可能で、かつ、透明性及び一貫性のあるビジネス環境を促進
するための協力の推進に向けた枠組みを設定することを決意し、
両締約国の経済の活発な部門の創造性、革新及び連携を促進
することを希望し、
一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国との市場の
魅力及び活力を高めることを求める。
一千九百五十五年七月六日より箱根で署名され、一千九百六十三年八
月五日に東京で署名された議定書によって改正された通商に関する
日本国とオーストラリア連邦との間の協定及び一千九百七十六年
六月十六日に東京で署名された日本国とオーストラリアとの間の
友好協力基本条約が、両締約国間の二国間における貿易関係の発
展に貢献してきたことを想起して、
世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協
定に基づく権利及び義務を基礎としていることを決意し、
この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものと
なるであろうことを確信して、
次のとおり協定した。

第一章 総則(抄)

第一 条 (自由貿易地域の設定) 両締約国は、ここに一千九百九
四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の
規定に適合する自由貿易地域を設定する。

第二 条 (略)

第三 条 (透明性) 1 一方の締約国は、この協定の対象となる
事項に関する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政
上の決定並びに自國が締結している国際協定を、利害関係者及
び他方の締約国が知ることのできるような方法により速やかに
公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適
用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の
名稱及び所在地を、容易に公に利用可能のものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国への質問があつた場合には、1
に規定する事項に關し、合理的な期間内に、他方の締約国個
別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報提供する。

4 一方の締約国は、この協定の実施に重大な影響を及ぼす法令
又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、利害関係
者及び他方の締約国がそのような導入又は変更を知ること可
能とするため、適當な措置をとるよう努める。

第一 四条 (略)

第一 条 (行政上の手続) 1 締約国政府の権限のある当局は、
この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の
決定を行う場合には、自國の法令に従つて、次の事項を行つ。

(a) 決定を行う場合には、自國の法令に従つて、次の事項を行つ。

(b) 自國の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出さ
れた後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に
通知すること。

(c) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する
情報を合理的な期間内に提供すること。

第一 条 (一般的例外) 1 次章(物品の貿易)、第三章(原産地
規則)、第四章(税関手続)、第五章(衛生植物検疫に係る協力)、第
六章(動植物規格、任意規格及び適合性評価手続)、第七章(食料供
給)、第八章(エネルギー及び鉱物資源)及び第十三章(電子商取引)
の規定の適用上、一千九百九十四年のガット第二十条の規定は、
必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の
一部を成す。

第二 条 (略)

第一 条 (一般的例外) 1 次章(金融サービス)、第十二章(自然人の移動)及び第十三章(電子
商取引の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定
は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の
一部を成す。

第二 条 (略)

第一 条 (安全保障のための例外) この協定のいかなる規定

(a) で、当該者が対し次の通知及び機会を与えることを確保する。
当該措置が開始された場合には、適切な通知(当該措置の性格、
当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる
事実の記載を含む)を示すための適当な機会

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を
示すための適当な機会

第一 条 (審査及び上訴) 1 各締約国は、この協定の対象となる
事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正
当な理由がある場合には、その是正が行われるために、司法裁判
所若しくは行政裁判所又は司法上若しくは行政上の手続を維持
する。これらの裁判所又は手続は、公平なものとし、及びその
ような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立
していなければならぬ。

2 各締約国は、当該裁判所又は手続において、当事者に対し次
の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 当事者はそれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の
立場を防衛するための適當な機会が与えられること。

(b) 証拠及び記録される意見に基づき決定が行われること。

3 各締約国は、自國の法令によつて定められる上訴又は更なる
審査の手続に従つてとくと条件として、問題となつてゐる行政上
の行為に關する、当該行政上の行為に關する決定が権限のある
関係当局によつて実施されることを確保する。

第一 条 (略)

第一 条 (一般的例外) 1 次章(物品の貿易)、第三章(原産地
規則)、第四章(税関手続)、第五章(衛生植物検疫に係る協力)、第
六章(動植物規格、任意規格及び適合性評価手續)、第七章(食料供
給)、第八章(エネルギー及び鉱物資源)及び第十三章(電子商取引)
の規定の適用上、一千九百九十四年のガット第二十条の規定は、
必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の
一部を成す。

第二 条 (略)

第一 条 (一般的例外) 1 次章(金融サービス)、第十二章(自然人の移動)及び第十三章(電子
商取引の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定
は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の
一部を成す。

第二 条 (略)

第一 条 (一般的例外) 1 次章(金融サービス)、第十二章(自然人の移動)及び第十三章(電子
商取引の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定
は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の
一部を成す。

第二 条 (略)

第一 条 (一般的例外) 1 次章(金融サービス)、第十二章(自然人の移動)及び第十三章(電子
商取引の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定
は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の
一部を成す。

第二 条 (略)

第一 条 (一般的例外) 1 次章(金融サービス)、第十二章(自然人の移動)及び第十三章(電子
商取引の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定
は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の
一部を成す。

第二 条 (略)

第一 条 (一般的例外) 1 次章(金融サービス)、第十二章(自然人の移動)及び第十三章(電子
商取引の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定
は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の
一部を成す。

第二 条 (略)



(a) も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
締約国に対し、その開示が自國の安全保障上の重大な利益に反するとの判断が認められる場合に、その開示を要する。

(b) に反するとの判断が認められる場合に、その開示を要する。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原

料である物質に関する措置
(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われる他の貨物及び原料の取引
(iii) 提供に関する措置

戦時その他の国際関係における緊急時による措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つて措置をとることを妨げること。

第一 条及び第二 条 (略)

第一・二条 (内国民待遇) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の产品に対する内

民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれた。この協定の一部を成す。

第二・四条 (關稅の撤廃又は引下げ) 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書二第二・四条(關稅の撤廃又は引下げ)の規定に関する表の自國の表に従つて、關稅を撤廃し、又は引き下げる。

第一・三条 (他の協定との関係) 1 両締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結するその他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

3 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に組み込まれる場合を除くほか、この協定が改正される場合には両締約国は、この協定を改正する必要があるか否かについて協議する。

4 この協定は、物品・サービス又は者に対してこの協定の下で与えられる待遇よりも有利な待遇を与える兩締約国間の国際法上の義務を免れさせるものではない。

5 この協定と通商に関する日本国とオーストリア連邦との間の協定及び日本国とオーストリアとの間の友好協力基本条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

第一・二条から第一・一四条まで (略)

第二章 物品の貿易 (抄)

第一節 一般規則 (抄)

第二・一一条及び第二・二条 (略)

第二・二条 (内国民待遇) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の产品に対する内

民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれた。この協定の一部を成す。

第二・四条 (關稅の撤廃又は引下げ) 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書二第二・四条(關稅の撤廃又は引下げ)の規定に関する表の自國の表に従つて、關稅を撤廃し、又は引き下げる。

2 (略)

第二・五条及び第二・六条 (略)

第二・七条 (輸出補助金) いづれの一方の締約国も、他方の締約国に仕向かれる产品について、いかなる輸出補助金も導入し、又は維持してはならない。

第二・八条 (非関税措置) 1 いづれの一方の締約国も、他方の締約国に仕向かれる产品の輸入について又は他方の締約国に仕向かれる产品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく自國の権利及び義務に基づく場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる非関税措置(數量制限を含む)も採用し、又は維持してはならない。

第二・九条から第二・一二条まで (略)

第七章 食料供給 (抄)

第七・一条 (基本原則) 両締約国は、食料の貿易における安定的な関係を強化することを認識する。

第七・二条 (定義) この章の規定の適用上、「重要な食料」とは、附屬書四(重要な食料の表)に掲げる物品をいう。

第七・三条 (重要な食料の輸出の制限) 1 一方の締約国は、他方の締約国への重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であつて、千九百九十四年のガット第十一條(a)の規定に基づく他方の締約国への重要な食料の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行ふ。

2 (a) 一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一條(a)の規定に基づく他方の締約国への重要な食料の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行ふ。

3 一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一條(a)の規定に基づく他方の締約国への重要な食料の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行ふ。

4 一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一條(a)の規定に基づく他方の締約国への重要な食料の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行ふ。

5 一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一條(a)の規定に基づく他方の締約国への重要な食料の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行ふ。

6 一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一條(a)の規定に基づく他方の締約国への重要な食料の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行ふ。



考慮を払つた上で、当該禁止又は制限を必要な範囲に限定するよう努めること。

(b) 当該禁止又は制限を採用するに先立ち、実行可能な限り事前かつ速やかに、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限及びその理由を当該禁止又は制限の性質及び予定される期間とともに書面により通報すること。

(c) 他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国との食糧安全保障に及ぼす悪影響を最小限にするため、当該禁止又は制限に関するいかなる事項についても、協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること。

第七・四条及び第七・五条（略）

第八章 工エネルギー及び鉱物資源（抄）

第八・一条 基本原則 両締約国は、エネルギー及び鉱物資源の分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することが重要であることを認識する。

第八・二条（略）

第八・三条（エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給） 1 各締約国は、エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給の重責並びに安全、投資及び協力基盤の整備に関する協力を含むことが長期的な安全保障を達成する上で果たす役割の重要性を認識し、そのような安定的な供給及び長期的な安全保障の目的を達成するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2 エネルギー・鉱物資源の供給に重大かつ継続的な中断又はその懸念が生ずるときは、一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を開始することができる。当該協議の要請は、第十九・四条紛争解決の規定の適用を妨げない。

当該協議の要請が行われる場合には、当該他方の締約国は、当該要請に迅速に応ずるものとして、当該要請が受領された日の後合理的な期間内に、その問題を議論するために協議を開始する。

両締約国は、そのような重大かつ継続的な中断又はその懸念の消滅に資るためにそれぞれが利用し得る適切な措置を検討し、かつ、講ずるよう努める。

第八・四条（輸出の制限） 1 各締約国は、エネルギー・鉱物資源の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限で

あつて、千九百九十四年のガット第三十一条(a)の規定に基づく又は千九百九十四年のガット第三十条(g)の規定に適合してとらえられるいかなるものも導入し、又は維持しないよう努める。

一方の締約国が、千九百九十四年のガット第三十二条(a)又はびその理由を当該禁止又は制限の性質及び予定される期間とともに書面により通報すること。

他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国との食糧安全保障に及ぼす悪影響を最小限にするため、当該禁止又は制限に関するいかなる事項についても、協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること。

（略）

第七・四条及び第七・五条（略）

第八章 工エネルギー及び鉱物資源（抄）

第八・一条 基本原則 両締約国は、エネルギー及び鉱物資源の分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することが重要であることを認識する。

第八・二条（略）

第八・三条（エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給） 1 各締約国は、エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給の重責並びに安全、投資及び協力基盤の整備に関する協力を含むことが长期的な安全保障を達成する上で果たす役割の重要性を認識し、そのような安定的な供給及び長期的な安全保障の目的を達成するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2 エネルギー・鉱物資源の供給に重大かつ継続的な中断又はその懸念が生ずるときは、一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を開始することができる。当該協議の要請は、第十九・四条紛争解決の規定の適用を妨げない。

当該協議の要請が行われる場合には、当該他方の締約国は、当該要請に迅速に応ずるものとして、当該要請が受領された日の後合理的な期間内に、その問題を議論するために協議を開始する。

両締約国は、そのような重大かつ継続的な中断又はその懸念の消滅に資るためにそれぞれが利用し得る適切な措置を検討し、かつ、講ずるよう努める。

第八・四条（輸出の制限） 1 各締約国は、エネルギー・鉱物資源の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限で

の章の規定が優先する。

第一四・二条 定義 この章の規定の適用上、

（a）

（b）

（c）

（d）

（e）

（f）

（g）

（h）

（i）

（j）

（k）

（l）

（m）

（n）

（o）

（p）

（q）

（r）

（s）

（t）

（u）

（v）

（w）

（x）

（y）

（z）

（aa）

（bb）

（cc）

（dd）

（ee）

（ff）

（gg）

（hh）

（ii）

（jj）

（kk）

（ll）

（mm）

（nn）

（oo）

（pp）

（qq）

（rr）

（ss）

（tt）

（uu）

（vv）

（ww）

（xx）

（yy）

（zz）

（aa）

（bb）

（cc）

（dd）

（ee）

（ff）

（gg）

（hh）

（ii）

（jj）

（kk）

（ll）

（mm）

（nn）

（oo）

（pp）

（qq）

（rr）

（ss）

（tt）

（uu）

（vv）

（ww）

（xx）

（yy）

（zz）

（aa）

（bb）

（cc）

（dd）

（ee）

（ff）

（gg）

（hh）

（ii）

（jj）

（kk）

（ll）

（mm）

（nn）

（oo）

（pp）

（qq）

（rr）

（ss）

（tt）

（uu）

（vv）

（ww）

（xx）

（yy）

（zz）

（aa）

（bb）

（cc）

（dd）

（ee）

（ff）

（gg）

（hh）

（ii）

（jj）

（kk）

（ll）

（mm）

（nn）

（oo）

（pp）

（qq）

（rr）

（ss）

（tt）

（uu）

（vv）

（ww）

（xx）

（yy）

（zz）

（aa）

（bb）

（cc）

（dd）

（ee）

（ff）

（gg）

（hh）

（ii）

（jj）

（kk）

（ll）

（mm）

（nn）

（oo）

（pp）

（qq）

（rr）

（ss）

（tt）

（uu）

（vv）

（ww）

（xx）

（yy）

（zz）

（aa）

（bb）

（cc）

（dd）

（ee）

（ff）

（gg）

（hh）

（ii）

（jj）

（kk）

（ll）

（mm）

（nn）

（oo）

（pp）

（qq）

（rr）

（ss）

（tt）

（uu）

（vv）

（ww）

（xx）

（yy）

（zz）

（aa）

（bb）

（cc）

（dd）

（ee）

（ff）

（gg）

（hh）

（ii）

（jj）

（kk）

（ll）

（mm）

（nn）

（oo）

（pp）

（qq）

（rr）

（ss）

（tt）

（uu）

（vv）

（ww）

（xx）

（yy）

（zz）

（aa）

（bb）

（cc）

（dd）

（ee）

（ff）

（gg）

（hh）

（ii）

（jj）

（kk）

（ll）

（mm）

（nn）

（oo）

（pp）

（qq）

（rr）

（ss）

（tt）

（uu）

（vv）

（ww）

（xx）

（yy）

（zz）

（aa）

（bb）

（cc）

（dd）

（ee）

（ff）

（gg）

（hh）

（ii）

（jj）

（kk）

（ll）

（mm）

（nn）

（oo）

（pp）

（qq）

（rr）

（ss）

（tt）

（uu）

（vv）

（ww）

（xx）

（yy）

（zz）

（aa）

（bb）

（cc）

（dd）

（ee）

（ff）

（gg）

（hh）

（ii）

（jj）

（kk）

（ll）

（mm）

（nn）

（oo）

（pp）

（qq）

（rr）

（ss）

（tt）

（uu）

（vv）

（ww）

（xx）

(ii) 行政上又は司法上の同意裁判又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。この条の適用上、「国内当局」とは、中央政府の当局をいふ。

(f) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であつて、投資としての性質(資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む)を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の子会社

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権

(iv) 先物、オプションその他の派生商品

(v) 約契に基づく権利(完成後引渡し、建設、経営、生産又は承認、許可)

(vi) 利益金配分又は契約に基づく給付の請求権であつて事業活動に關係し、かつ經濟的価値を有するもの

(vii) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可)

(ix) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また当権、先取特権、質権その他関連する財産権)

(注) 投資財産には、投資財産から算ずる価値であつて再投資されたもの、特に、利益、利子、資本利得配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(注) 締約国の投資家とは、締約国の自然人又は企業であつて、他方の締約国の区域内において、投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

第一四・三条(内国民待遇)一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において自國の投資家及びその投資財産に与え得る待遇よりも不利でない待遇を与える。

第一四・四条(最惠国待遇)一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関する待遇を、他方の締約国の投資家及び対象投資財産の支払を伴うものであること。

産に対し、同様の状況において第三国投資家及びその投資財産に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈2 この条の規定は、国際協定に基づく紛争解決のための手続又は賃貸財産に対し、国際慣習法に基づく待遇公正かつ衡平な待遇及び十分な保護及び保障を含む。)を与える。

注釈1 この条の規定は、締約国により対象投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡公平な待遇及び十分な保護及保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈2 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた場合の裁判を受ける権利(例えは、特許、免許、承認、許可)

第一四・六条(裁判所の裁判を受ける権利)1 一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関して、司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受け、並びに行政機関に申立てをする権利について、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受ける権利に関する国際協定又は司法協力協定に基づき第三国投資家に与えられる待遇については適用しない。

第一四・七条から第一四・一〇条まで(略)

第一四・二条から第一四・九条まで(略)

第一四・一一条(適用範囲)この協定に別段の定めがある場合を除いて、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第一四・二条(定義)この章の規定の適用上、「紛争解决了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書「紛争解决」に係る規則及び手続に従うるのを意味する。

第一四・三条(紛争解决手続の選択)1 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定、世界貿易機関設立協定を含むにより利用可能な紛争解决手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国が、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結してある他の国際協定に従つて紛争解决手続を開始した場合には、当該方の締約国が、当該手続の紛争解决手続を開始した場合には、他方の締約国が、当該手続を開始した場合には、当該方の締約国が、当該手続を開始してはならない。

3 ただし、次のいずれかのときは、この限りでない。

(a) 別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるとき。



補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早いものでなければならぬ。公正な市場価格に依る事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させなければならない。公正な市場価格の変化を反映させるべきとする。当該補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利息を含めるものとする。

第一四・五条(待遇に関する最低基準)一方の締約国は、対象投

第一四・六条(略)

第一四・一一条から第一四・九条まで(略)

第一四・二条から第一四・九条まで(略)

第一四・二条(適用範囲)この協定に別段の定めがある場合を除いて、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第一四・二条(定義)この章の規定の適用上、「紛争解决了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書「紛争解决」に係る規則及び手続に従うるのを意味する。

第一四・三条(紛争解决手続の選択)1 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定、世界貿易機関設立協定を含むにより利用可能な紛争解决手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国が、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結してある他の国際協定に従つて紛争解决手続を開始した場合には、当該方の締約国が、当該手続の紛争解决手続を開始した場合には、他方の締約国が、当該手続を開始してはならない。

3 ただし、次のいずれかのときは、この限りでない。

(a) 別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるとき。

(c) (b) 開始された紛争解決手続において、管轄上又は手続上の理由により、係争中の事案につき認定が行われないとき。
紛争解決機関が裁定又は報告案であるか、中間のものであるか

るか、最終的なものであるかを問わない）を下す前に、申立国が、開始された紛争解決手続を終了し、該特定の紛争解决手続を開始するに至るまでの間の、その間に少なくとも三十日（期間を置くことを条件とする）。

四各

第一九・四条(協議) 1　いずれの一方の締約国も、次のいわば何かのことを認める場合には、他方の締約国に対し協議を要請することができる。

(a) この協定に基づいて直接又は間接に自國に与えられた利益が次のいずれかの結果として無効にされ、又は侵害され得るに忍べる場合

(ii) (i) などと規定する場合
他方の締約国がこの協定に適合しない措置をとったことと
他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠つたこと

(b) 第二章(物品の貿易)、第三章(原産地規則)、第四章(税関手続)、第九章(サービスの貿易)又は第十六章(知的財産)の規定と。

附属書一から附属書三まで（略）

に基づいて直接又は間接に自己に与えられた利益が他方の経約国によるこれらの章の規定に反しない措置の結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合。ただし、申立てが当該措置に関する申立てを正当化するための詳細な根拠

2
•
3

(略)

第一九・六条（仲裁裁判所の設置及び構成）

(a) 申立國が該當協議の要請が受領された日から十五日以内に被申立國が該當物品に関する緊急の場合には、該協議の要請が被申立國に對し仲裁裁判所の設置を書面により要請する事ができる。

(b) 協議を開始しない場合
当該協議の要請が受領された日の後六十日以内（腐敗しやす

4 2・3 (略)
い物品に関する緊急の場合には三十日以内に両締約国が当該協議により紛争を解決することができない場合

第一九・七条から第一九・一一条まで

第一九・一二条（裁定） 1 仲裁裁判所は、この協定の関連規定
解釈に関する国際法上の適用可能な規則、両締約国の意見書なら

2-17 (略) び主張並びに第十九・十条の規定に従い仲裁裁判所が入手し情報を基づいて裁定を下す。

8 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであつて拘束する。

第二十九章 最終規定(第二〇・一条から第二〇・七) 第二十九章 第二十九条から第二十九条まで(略)

条まで)(略)

附屬書一から附屬書三まで

